

## 骨子案に対するパブリックコメントの実施結果

募集期間：令和4年12月9日（金）から令和5年1月10日（火）まで

意見総数：28件（4名）

No.	項目	ご意見の概要	調査会の考え方（案）
1	全体	趣旨には大賛成です。 昭和62年当時伝統的工芸品産業の出荷額は200億くらいだったと思います。今はおそらく3割くらいに減少し後継者も少なくなっているのではないかと思います。条例を作られましたら継続的に事業ができるようプラン-ドゥ-チェックする体制づくりをお考えいただきたいと思います。後継者の生活が成り立つような財政措置がどうしても必要だと思ひます。従事者も高齢化し先細りが顕著です。一時の感傷を排除し世界市場の評価をも厳しくとらえた条例の制定をお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的に事業ができる体制づくりについては、骨子案7〔条例第13条〕において設置を予定する審議会の調査審議や骨子案8(2)〔条例第15条〕の施策の実施状況の報告・公表を規定しております。</li> <li>・財政措置については、骨子案8(1)〔条例第14条〕に規定しております。</li> <li>・なお、条例に基づく取組に当たり、必要に応じて世界市場も鑑みた広い視点を持つよう、所管部局に申し伝えます。</li> </ul>
2		日用品として購入できる価格か、修理・補充などが容易か、という視点がありません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品の価格や修理・補充の容易さについては、伝統的工芸品に限らず、製品の性質、事業者の方針、購入者の需要等によると考えております。</li> </ul>
3		生産が持続可能か、特に材料の入手について述べられていません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨子案6（1）ア（エ）〔条例第8条第1項第4号〕で「伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ製造されるもの」と規定していることから、伝統的工芸品の振興が図られることにより、原材料の継続的な確保につながると考えております。</li> </ul>
4		他の産地（特に外国）との競争力についての考え方が解りません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例に基づく取組が、競争力向上にもつながるものと考えております。</li> </ul>

5		<p>4段落目 「このため、世代を超えて人々の暮らしの中で先人たちが築き上げてきた伝統技術や文化を伝承し輝き続けて欲しいという職人たちと県民の希望が込められた伝統的工芸品を未来へつなぐ環境をつくることが求められている。」とする。</p>	<p>・御意見を踏まえ、次のように修正しました。「世代を超えて人々の暮らしの中で輝き続けて欲しいという職人たちと県民の希望が込められた伝統的工芸品を未来につなぐ環境をつくり、先人たちが築き上げてきた伝統的な技術等によって地域経済や地域の多様な文化の発展に貢献してきた伝統的工芸品産業を振興していくことを目的とした取組が求められている。」</p>
6		<p>5段落目 「このような認識に基づき、県民の暮らしに豊かさや文化をもたらすとともに、県内経済の発展に大きく寄与している伝統的工芸品産業の振興に向け、県、市町村、事業者、県民が一体となり取り組むため、この条例を制定する。」とする。</p>	<p>・暮らしの豊かさは、伝統的工芸品が有する美しさ、実用性、歴史、文化的な背景など様々なものによってもたらされるものであると考えており、「暮らしに豊かさ」と記載しております。</p>
7	1 前文	<p>条例の前文では、近年の伝統的工芸品産業の衰退の理由として、生活様式の変化や安価な大量生産品の普及を挙げているが、伝統的工芸品産業のその衰退からの力強い復活の可能性等を含む、関係者を元気づけるような、同産業の「目指すべき姿」（ビジョン）を提示すべきではないか。</p>	<p>・骨子案7〔条例第13条〕で設置を予定する審議会において業界を含む有識者の意見等を聴くなど、伝統的工芸品産業の振興施策の方向性等について調査審議を行い、振興を図っていくことを考えております。</p> <p>・なお、施策の推進に関する御意見として、所管部局に申し伝えます。</p>
8		<p>伝統的工芸品産業の将来に夢や希望を抱けるように、消費者がより高価な日用品としての伝統的工芸品を選択するようになる可能性が十分あることや、その可能性の具現化への道筋（シナリオ）を提示すべきではないか。</p>	<p>・伝統的工芸品が消費者に選択される機会が増加するよう、骨子案6(2)〔条例第9条〕の需要の拡大の取組、骨子案6(5)〔条例第12条〕の使用及び活用の促進の取組を規定しています。</p>

9	1 前文	<p>消費者に訴えたい伝統的工芸品の「価値・魅力」とは何なのか。前文において、その提示がないと、県民等に伝統的工芸品の積極的使用を働きかける条例にはなりえない。</p> <p>骨子（案）の中で、この「価値・魅力」という言葉を安易に多用しているが、これが何なのかを県民等に対して明示できなければ、伝統的工芸品産業の振興に資する、効果的・具体的なビジョン・シナリオ・プログラムを策定・実施化することは困難となる。</p> <p>「価値・魅力」とは何かを明示すべきではないか。</p>	<p>・ 伝統的工芸品の価値・魅力とは、前文に記載があるように、美しさ、実用性だけでなく、歴史や文化的な背景等様々なものがあると考えております。</p> <p>・ なお、条例に基づく取組の実施に当たり、それぞれの地域の伝統的工芸品の価値・魅力が十分伝わるよう、所管部局に申し伝えます。</p>
10		<p>前文の中では、「伝統的工芸品を未来につなぐ環境」をつくることが求められているとしている。要するに伝統的工芸品産業の振興に資する、地域エコシステムを形成する必要性を提示しているとも言える。しかし、その地域エコシステム形成のプレーヤーとしては、県、市町村、事業者（伝統的工芸品産業に関わる者をいう。）、県民だけを提示している。</p> <p>例えば、伝統的工芸品を使用する飲食・宿泊業者、伝統的工芸品の「価値・魅力」を高く評価し、その普及・市場開拓に携わろうとする流通業者（地域商社を含む。）等、伝統的工芸品産業の振興に重要な役割を担うべき、多種多様な事業者が参画すべきことを提示する必要があるのではないか。</p>	<p>・ 骨子案2〔条例第1条〕における事業者は、伝統的工芸品を製造する事業者と限定して規定しておらず、伝統的工芸品を使用する飲食・宿泊・流通業等を営む関係する事業者の方々についても、骨子案5(3)〔条例第6条〕の事業者の役割を担っていただくことを期待しております。</p>
11		<p>「伝統的工芸品の価値・魅力・文化を周知することにより、需要を拡大する。」とする。</p>	<p>・ 伝統的工芸品は、美しさ、実用性だけでなく歴史や文化的な背景など、様々な価値・魅力を有していると考えており、周知する対象を価値・魅力と規定しております。</p>
12	4 基本理念 (1)	<p>伝統的工芸品の価値・魅力を周知することにより、需要拡大を目指すとなっているが、伝統的工芸品に共通する価値・魅力とは何なのか。具体的にイメージできるような説明がなされていない。</p> <p>また、従来からアピールされてきた価値・魅力の再確認だけでなく、従来からの価値・魅力の更なる磨き上げや、新たな価値・魅力の創出など、新たな取組みの必要性を提示すべきではないか。それなくして、安価で高品質・高機能の大量生産品との競争に負けて衰退する伝統的工芸品産業の復活はありえないのではないか。</p>	<p>・ 価値・魅力の説明については、No.9の回答のとおりです。</p> <p>・ 価値・魅力の更なる磨き上げについては、骨子案4(2)〔条例第3条第2号〕の伝統的技術の継承、新たな取組については、骨子案4(3)〔条例第3条第3号〕の新たなものづくりの推進として基本理念に視点を規定しております。</p>

13	4 基本理念 (2)	<p>伝統的な技術の保存・承継を目指すとされているが、安価で高品質・高機能の大量生産品との競争に負けないようにするためには、単なる保存・承継ではなく、伝統的工艺品としての指定要件を逸脱しない範囲で、品質管理、生産管理、原価管理等の工業分野で通常活用されている各種の経営手法等を取り入れるなど、経営・生産体制の抜本的改善が必要であることを提示すべきではないか。</p>	<p>・ 事業経営に関する支援については、「長野県中小企業振興条例」において規定されており、施策の推進に関する御意見として、所管部局に申し伝えます。</p>
14	4 基本理念 (3)	<p>伝統的な技術の新分野への活用等による、伝統的工艺品産業の新たなものづくりを推進するとされているが、この新たなものづくりは、伝統的工艺品としての指定要件（伝統的な技術・技法や原材料によって製造されることなど）を逸脱するものづくり分野をも含んでいるのか否か、不明確になっている。</p> <p>もし、収益の増大等のために、伝統的工艺品の指定要件を逸脱して、市場ニーズに応える新製品の開発・販売に傾注する事業者が増大すれば、この条例が目指す伝統的工艺品の振興は不可能となる。</p> <p>したがって、この「新たなものづくり」については、伝統的工艺品の指定要件と関連づけした「定義」が必要になるのではないか。</p>	<p>・ 伝統的工艺品の指定については、骨子案6(1)〔条例第8条〕の要件を満たさない工艺品を伝統的工艺品として指定することはありません。</p> <p>しかしながら、指定を受けた工艺品を製造する事業者が伝統的技術等を活用した、新たなものづくりの取組については、骨子案6(4)〔条例第11条〕の規定により推進してまいります。</p>
15	4 基本理念 (4)	<p>「県、市町村、事業者、<u>大学及び教育機関</u>、<u>その他関係団体</u>の連携を図る。」とする。</p>	<p>・ 関係団体と記載しておりますが、条例に基づく取組に当たっては大学、教育機関、関係団体と広く連携するよう、所管部局に申し伝えます。</p>
16	4 基本理念 への追加	<p>この条例では、伝統的工艺品に関わる様々な事業者が、一定の地理的範囲に集積する、伝統的工艺品産業の産地（伝統的工艺品産業クラスターとも言えるかもしれない。）の形成の必要性・重要性については全く触れられていない。</p> <p>伝統的工艺品産業の集積による集客力の増大等が、地域の経済・産業に大きな波及効果をもたらすことを重視し、集積地（産地）形成に係る事項を基本理念に追加すべきではないか。</p>	<p>・ 条例に基づく取組により、地域の伝統的工艺品産業の振興を図ることにより、事業者の集積に関しても促進されるものと考えております。</p>
17	5 責務・役割 (1) 県の責務	<p>「県は、基本理念にのっとり、伝統的工艺品産業の振興に関する施策を総合的に<u>計画</u>を策定し、実施する。」とする。</p>	<p>・ No.7の回答のとおりです。</p>

18	5 責務・役割 (2) 市町村との連携等	「(2) 市町村との連携等の役割 県は、市町村と連携すると共に、市町村は <u>伝統的工芸品を積極的に利用し価値・魅力発信に努めると共に振興に関する施策を行うよう努める。</u> が実施する施策に協力する。」とする。	・ 県と市町村は対等の立場にあるため、市町村に役割を義務付けすべきではないと考えております。
19	5 責務・役割 (3) 事業者の役割	「事業者は、基本理念にのっとり、伝統工芸の価値・魅力・ <u>文化</u> の積極的な発信や次代を担う人材の確保・育成に努めるとともに、受け継がれてきた匠の技と心を生かし新たなものづくりに取り組むよう努める。」とする。	・ No.11の回答のとおりです。
20	5 責務・役割 (4) 県民の役割	「県民は、基本理念にのっとり、伝統的工芸品について理解を深めるとともに、 <u>積極的に利活用しな使用</u> 、その価値や魅力の発信に努める。」とする。	・ 県民の方々には、日常生活の中で伝統的工芸品を使用していただきたい旨を規定しております。
21	6 基本的施策 (2) 伝統的工芸品の価値・魅力の周知	伝統的工芸品の価値・魅力を周知することにより、需要拡大を目指すとしていますが、伝統的工芸品に共通する価値・魅力とは何なのか。具体的にイメージできるような説明がなされていない。 また、従来からアピールされてきた価値・魅力の再確認だけでなく、従来からの価値・魅力の更なる磨き上げや、新たな価値・魅力の創出など、新たな取組みの必要性を提示すべきではないか。それなくして、安価で高品質・高機能の大量生産品との競争に負けて衰退する伝統的工芸品産業の復活はありえないのではないか。	・ 価値・魅力の説明については、No.9の回答のとおりです。 ・ 価値・魅力の更なる磨き上げ及び新たな取組については、No.12の回答のとおりです。
22		「県は、伝統的な技術等を保存・継承するため、人材の確保、育成及び資質の向上に対する <u>教育の充実</u> 支援その他必要な施策を講ずる。」とする。	教育の充実については、本規定による伝統的な技術を継承するための支援に含まれております。
23	6 基本的施策 (3) 人材確保・育成等に対する支援	伝統的な技術の保存・承継のための人材確保・育成等を目指すとしていますが、安価で高品質・高機能の大量生産品との競争に負けないようにするためには、伝統的工芸品としての指定要件を逸脱しない範囲で、品質管理、生産管理、原価管理等の工業分野で活用されている各種の経営手法等を取り入れるなど、経営・生産体制の抜本的改善が必要となる。 単に伝統的技術の保存・継承のための人材確保・育成等にこだわるのではなく、通常の工業分野で活用される先端的な経営手法等を伝統的工芸品産業に応用できる人材の確保・育成等を目指すべきではないか。	・ No.13の回答のとおりです。

24	6 基本的施策（４）新たなものづくりの推進	<p>伝統的な技術の新分野への活用等による、伝統的工芸品産業の新たなものづくりを推進するとされているが、この新たなものづくりは、伝統的工芸品としての指定要件（伝統的な技術・技法や原材料によって製造されることなど）を逸脱するものづくり分野をも含んでいるのか否か、不明確になっている。</p> <p>もし、収益の増大等のために、伝統的工芸品の指定要件を逸脱して、市場ニーズに応える新製品の開発・販売に傾注する事業者が増大すれば、この条例が目指す伝統的工芸品の振興は不可能となる。</p> <p>したがって、この「新たなものづくり」については、伝統的工芸品の指定要件と関連づけした「定義」が必要になるのではないか。</p>	<p>・ No.14の回答のとおりです。</p>
25		<p>「県は、伝統的な技術の新分野への活用や既存分野での応用等により、伝統的工芸品産業の新たなものづくりを推進するため、<u>産・学・官</u>関係団体等と連携した新商品開発に係る支援その他必要な施策を講ずる。」とする。</p>	<p>関係団体と記載しておりますが、新たなものづくりの推進に当たっては、産業界、大学、関係団体等と広く連携するよう、所管部局に申し伝えます。</p>
26	6 基本的施策（５）伝統的工芸品の使用・活用の促進	<p>「県は、伝統的工芸品の使用・活用の促進を図るため、その使用・活用に努めるとともに、市町村や<u>企業・団体</u>・県民等に情報提供を行う。」とする。</p>	<p>県民等と記載しておりますが、情報提供に当たっては、企業、関係団体等を含めて広く情報提供するよう、所管部局に申し伝えます。</p>
27	6 基本的施策への追加①	<p>この条例では、伝統的工芸品に関わる様々な事業者が、一定の地理的範囲に集積する、伝統的工芸品産業の産地（伝統的工芸品産業クラスターとも言えるかもしれない。）の形成の必要性・重要性については全く触れられていない。伝統的工芸品産業の集積による集客力の増大等が、地域の経済・産業に大きな波及効果をもたらすことを重視し、集積地（産地）形成に係る事項を基本的施策に追加すべきではないか。</p>	<p>・ No.16の回答のとおりです。</p>
28	6 基本的施策への追加②	<p>消費者が、大量生産された安価で高品質・高機能な日用品ではなく、高価であっても伝統的工芸品を選択する決め手となるのは、その工芸品ならではの形や色等からなるデザインと言えるのではないだろうか。</p> <p>そこで、例えば、かつて岐阜提灯が、イサムノグチとのコラボレーションによって、斬新なデザインの和紙照明器具を開発したように、訴求力のあるデザインによる新製品開発の活性化に力点を置いた、新たな伝統的工芸品産業振興戦略を策定・実施化すべきではないか。</p>	<p>・ No.7の回答のとおりです。</p>